

令和5年度 第3回新宿区国民健康保険運営協議会

審議事項資料

1. 【諮問事項】 新宿区国民健康保険料率の改定について
2. 【諮問事項】 低所得者の保険料の減額基準の改定について
3. 【諮問事項】 退職者医療制度の経過措置の廃止に伴う関係規定の整備について

令和6年3月9日

新宿区健康部医療保険年金課

1. 【諮問事項】 新宿区国民健康保険料率の改定について

1. 令和6年度保険料率（案）

○令和6年度「特別区基準保険料率」（令和6年2月16日区長会総会決定）を適用し、新宿区国民健康保険料率を、次の改定案のとおりとする。

区 分		改 正 案	現 行	増 減	増減率
医療（基礎）分	所得割	8.69/100	7.17/100	1.52/100	21.20%
	均等割	49,100円	45,000円	4,100円	9.11%
	賦課割合	58：42	58：42	据置	—
	限度額	650,000円	650,000円	据置	—
後期高齢者 支援金分	所得割	2.80/100	2.42/100	0.38/100	15.70%
	均等割	16,500円	15,100円	1,400円	9.27%
	賦課割合	58：42	58：42	据置	—
	限度額	240,000円	220,000円	20,000円	9.09%
介護納付金分	所得割	2.16/100	1.75/100	0.41/100	23.43%
	均等割	16,500円	16,200円	300円	1.85%
	賦課割合	58：42	58：42	据置	—
	限度額	170,000円	170,000円	据置	—

○新宿区国民健康保険条例の改正を行う。

○後期高齢者支援金分の賦課限度額は2万円増額（令和6年度税制改正の大綱）。

○介護納付金分の所得割率については、令和5年度まで各区算定としていたが、令和6年度から、特別区基準保険料率を適用することとなった。ただし、令和7年度までは、経過措置期間となっており、令和6年度の料率は新宿区の被保険者所得状況から算定している。なお、特別区基準保険料率は、2.36/100である。

1. 【諮問事項】 新宿区国民健康保険料率の改定について

2. 特別区基準保険料率算定における基本的な考え方

国保制度改革に伴う特別区の対応方針（平成 29 年 11 月 14 日区長会総会）

○ 都内保険料水準の統一

将来的な方向性に沿って段階的に移行すべく 23 区統一で対応する。
ただし、この水準を参考に各区独自に対応することも可。

○ 医療費の適正化

医師会・薬剤師会等の関係機関に対し、糖尿病重症化予防に関する協力やジェネリック医薬品の利用促進等への働きかけを広域的に行い、医療費適正化を図る。

○ 収納率の向上

各区にて、保険料の現年分・過年度分を合わせた収納率の向上を図る。

○ 法定外繰入の解消又は縮減

国の激変緩和期間である 6 年間を目途に、段階的・計画的に、特別区独自の激変緩和を段階的に縮小しながら、法定外繰入の削減・解消を目指す。

○特別区基準保険料率は、この対応方針に従って、特別区長会が算定・決定している。

○国保制度改革で平成30年度から導入された納付金方式は、都内市町村の状況から区部の保険料の急増が見込まれた。このため、平成30年度から令和5年までの6年間の激変緩和措置を行うこととした。

○新型コロナウイルスによる影響等を踏まえ、令和3年度及び令和5年度に激変緩和割合を据え置いたため、激変緩和措置期間を令和7年度まで2か年延長することとした。

1. 【諮問事項】 新宿区国民健康保険料率の改定について

3. 令和6年度納付金額①～国確定係数に基づく東京都の納付金額

○東京都は、国が示した確定係数に基づき、都の国保被保険者数及び医療費の状況等をもとに算定した「納付金額」を次のとおり示している（令和5年12月27日国通知）。

令和6年度確定係数による納付金額（東京都）

令和5年度

給付費 8,336億円	国・都 公費	前期 高齢者 交付金	納付金 必要額		
後期 支援金 1,734億円				2,475 億円	4,591 億円
介護 納付金 706億円				(23.0%)	(42.6%)
	3,710 億円			(34.4%)	

令和6年度

給付費 8,096億円	国・都 公費	前期 高齢者 交付金	納付金 必要額		
後期 支援金 1,759億円				2,318 億円	4,621 億円
介護 納付金 656億円				(22.1%)	(44.0%)
	3,572 億円			(33.9%)	

事項	R6算定 (確定係数)	R5算定 (確定係数)	差	伸び率
被保険者数(医療・後期)	247万6千人	259万3千人	▲11万7千人	▲4.5%
給付費総額	8,096億円	8,336億円	▲240億円	▲2.9%
1人当たり給付費	326,924円	321,533円	5,391円	1.7%
納付金総額 ※	4,621億円	4,591億円	30億円	0.7%
1人当たり納付金額 ※	213,354円	203,623円	9,731円	4.8%

※医療・後期・介護ごとに算出し、合算した金額

○1人当たり納付金額は、令和5年度と比較して +4.8%・+9,731円
(令和4・5年度比較 +7.5% +14,255円)

○1人当たり納付金の増額分9,731円の主な要因は次のとおり

【歳出の主な要因】

- ・給付費の増 +5,391円
- ・後期高齢者支援金の増 +4,123円
- ・介護納付金の減 ▲1,635円
- ・財政安定化基金積立金償還分 +971円

【歳入の主な要因】

- ・国普通調整交付金の減 +3,082円
- ・国庫負担金の増 ▲2,758円
- ・都繰入金の増 ▲668円
- ・前期高齢者交付金の減 +1,909円
- ・子ども医療費助成減額調整の廃止 ▲168円
- ・過年度調整(決算剰余金)の増 ▲1,205円

令和5年度第3回東京都国民健康保険運営協議会資料より

1. 【諮問事項】 新宿区国民健康保険料率の改定について

4. 令和6年度納付金額②～確定係数に基づく特別区の納付金額

○東京都は、特別区の国保被保険者数や医療費の状況等を基に算定した「納付金（医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分）」として、次のとおりに示している。

令和6年度確定係数による特別区の納付金額

事項		令和6年度	令和5年度	差	伸び率
特別区の被保険者数	医療分・後期分	1,707,073人	1,769,363人	▲ 62,290人	▲ 3.5%
	介護2号被保険者	624,354人	657,108人	▲ 32,754人	▲ 5.0%
特別区の納付金総額		327,457,210,136円	322,291,655,483円	5,165,554,653円	1.6%
	医療(基礎)分	228,279,407,762円	225,249,322,134円	3,030,085,628円	1.3%
	後期支援金分	72,500,116,271円	69,191,147,573円	3,308,968,698円	4.8%
	介護納付金分	26,677,686,103円	27,851,185,776円	▲ 1,173,499,673円	▲ 4.2%
1人当たり納付金額		218,924円	208,794円	10,130円	4.9%
	医療(基礎)分	133,726円	127,305円	6,421円	5.0%
	後期支援金分	42,470円	39,105円	3,365円	8.6%
	介護納付金分	42,728円	42,384円	344円	0.8%

○被保険者数は▲3.5%。社会保険適用拡大と後期高齢者医療保険への団塊の世代の移行が理由と考えられる。

○納付金総額については、医療分は約30億円増(+1.3%)、後期支援金分は約33億円増(+4.8%)、介護納付金分は▲4.2%。納付金相当額を被保険者から保険料として収納し、都に納付する。

○1人当たり納付金額は、医療分6,421円増(+5.0%)、後期支援金分3,365円増(+8.6%)、介護納付金分は344円増(+0.8%)。

1.【諮問事項】 新宿区国民健康保険料率の改定について

5.納付金増の原因分析（医療費の分析・動向、基金償還等）

①厚生労働省は、令和4年度概算医療費の伸び率4.0%の要因分解を示しているが、減要因（人口減の影響、診療報酬改定等）が▲1.34%になる一方、増要因として、高齢化の影響が0.9%、医療の高度化等その他が、4.5%になるとした。

②国保中央会の令和5年度上半期の医療費（速報）によると、団塊の世代の後期高齢者医療保険への移行、社会保険適用拡大により、被保険者数が5.1%減小し、医療費総額は前年度比1.6%減小した。一方で、1人当たり医療費は、前年度比3.8%増加しており、新型コロナウイルスの影響で減っていた入院は5.5%増加、調剤も処方箋枚数や単価の増加により4.5%増加している。

③社会保険適用拡大により、現役世代が社会保険に移行することで、国民健康保険では、これまで以上に医療費がかかる層の被保険者割合が高まることが想定され、1人当たり医療費の増が急速に進んでいる。

※事業所規模の変更・被保険者総数が常時500人→100人（R④から）、常時100人→50人（R⑥から）。

④団塊の世代の移行等により、後期高齢者医療保険の医療費が増加し、1人あたり後期高齢者医療支援金分は、前年度の13.7%増に引き続き、今年度も8.6%増となっている。

⑤新型コロナウイルスに係る公費負担医療を調査した結果、令和5年3月～7月までの5か月の公費負担医療費実績は、特別区全体で約38億円であり、納付金算定に含まれている公費負担分医療費相当を推計すると、**約64億円**（前年度約137億円）となり、医療分納付金総額の約2.8%（前年度約6.1%）である。

参考資料2-6「公費(法28)新型コロナウイルス感染症レセプト抽出調査」参照

⑥東京都は、医療費実績が予算額を超えたため、令和3年度と令和4年度を併せて財政安定化基金約144億円を取崩した。政令等の規定により取崩額は以降3年間の医療費納付金に加算（都全体でR⑥55億、R⑦33億、R⑧22億）されるため、令和6年度納付金には、特別区全体では、**約39億円**、医療費納付金総額の約1.7%の償還分が含まれている。

1. 【諮問事項】 新宿区国民健康保険料率の改定について

6. 特別区長会での協議①～特別区独自の激変緩和措置の延長

○平成30年度の国保制度改革に伴う6年間の激変緩和期間が設けられ、国や東京都が実施してきた激変緩和措置は、計画通り令和5年度で終了する。

○特別区がこの6年間に合わせて行ってきた独自激変緩和措置は、令和3年と令和5年度に据え置いている。このため、緩和措置期間を令和7年度まで2年間延長することとし、令和6年度は、激変緩和割合を98%、令和7年度は、激変緩和割合を99%とする（令和6年2月16日区長会総会決定）。

●当初計画

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
激変緩和割合	94%	95%	96%	97%	98%	99%

●これまでの実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
激変緩和割合	94%	95%	96%	96%	97.3%	97.3%

据置

据置

延長

●計画延長後

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
激変緩和割合	94%	95%	96%	96%	97.3%	97.3%	98.0%	99.0%

参考資料2-5「特別区独自の激変緩和措置について」参照

1. 【諮問事項】 新宿区国民健康保険料率の改定について

7. 特別区長会での協議②～特殊な医療費増分、基金償還分の補てん

○新型コロナウイルスに係る公費負担分医療費と医療費の急増に伴う財政安定化基金取り崩し分の償還金を被保険者の負担として保険料に転嫁することは避けるべきであり、通常の医療費の枠組みと切り離して考えることが適当であるとの考えから、令和6年度の保険料率算定においては、前年度に引き続き、**特殊な事情による保険料軽減を行う**こととした。

令和4・5年度保険料率算定時と同様、新型コロナウイルスに係る医療費保険負担分「**64億円**」を一般財源から**医療（基礎）分に投入**して保険料率を算定する。

+

特別区の償還金相当額「**39億円**」を一般財源から**医療（基礎）分に投入**して保険料率を算定する。

合計103億円の投入

○令和6年度は、特殊な事情による保険料軽減103億円と特別区独自の激変緩和措置65億円、計168億円の法定外繰入により1人当たり保険料の伸びを抑制する。

1. 【諮問事項】 新宿区国民健康保険料率の改定について

8. 新宿区の被保険者への影響①～1人当たり保険料

○新宿区の1人当たり保険料は、以下のとおり。

	令和6年度(案)		令和5年度		差額	伸び率
	被保険者数	1人当たり保険料	被保険者数	1人当たり保険料		
医療(基礎)分	85,137人	104,875円	85,462人	101,562円	3,313円	3.26%
後期高齢者支援金分	85,137人	35,074円	85,462人	34,210円	864円	2.53%
介護納付金分	25,829人	38,824円	27,931人	36,403円	2,421円	6.65%
被保険者全体	85,137人	151,727円	85,462人	147,669円	4,058円	2.75%
40歳未満と65歳以上 (医療+後期)	59,308人	139,949円	57,531人	135,772円	4,177円	3.08%
介護2号被保険者 (医療+後期+介護)	25,829人	178,773円	27,931人	172,175円	6,598円	3.83%

※保険料均等割額減額及び未就学児の均等割保険料減額は含まれない

○1人当たり保険料は、被保険者全体が15万1,727円・伸び率+2.75%、医療+後期支援金が13万9,949円・伸び率+3.08%。新宿区の被保険者の平均所得が減少しているため、特別区基準保険料率と比較して、新宿区の1人当たり保険料の伸び率は小さい。保険料軽減策の影響額をふくめた国民健康保険特別会計への「法定外繰入」は、保険料率改定後で約25.8億円となる。

※R①22.4億円、R②17.7億円、R③7.5億円、R④15.0億円、R⑤26.1億円（金額は料率改定後の予算額）

○保険料均等割額減額及び未就学児の均等割保険料減額を含めて算定すると、医療+後期支援が対前年度伸び率+1.02%、介護2号被保険者が+2.08%、被保険者全体が+0.79%となる。

1. 【諮問事項】 新宿区国民健康保険料率の改定について

9. 新宿区の被保険者への影響②～保険料軽減策の効果

●特別区全体の保険料収入に対する保険料軽減策の影響額 約168億円（特別区）
 ・新型コロナウイルスの影響等特殊な事情による保険料軽減 約103億円
 ・国保制度改革に伴う特別区の独自激変緩和措置 約65億円

●新宿区保険料収入に対する保険料軽減策の影響額 約9.25億円（新宿区）

区 分		軽減後	軽減前	効果額等	削減率
医療分	所得割率	8.69/100	9.51/100	▲0.82/100	▲ 8.62%
	均等割額	49,100円	52,800円	▲3,700円	▲ 7.01%
	限度額	650,000円	650,000円	0円	0.00%
	1人当たり保険料	104,875円	113,838円	▲8,963円	▲ 7.87%
後期高齢者 支援金分	所得割率	2.80/100	2.89/100	▲0.09/100	▲ 3.11%
	均等割額	16,500円	16,900円	▲400円	▲ 2.37%
	限度額	240,000円	240,000円	0円	0.00%
	1人当たり保険料	35,074円	36,071円	▲997円	▲ 2.76%
介護 納付金分	所得割率	2.16/100	2.41/100	▲0.25/100	▲ 10.37%
	均等割額	16,500円	16,900円	▲400円	▲ 2.37%
	限度額	170,000円	170,000円	0円	0.00%
	1人当たり保険料	38,824円	41,808円	▲2,984円	▲ 7.14%
被保険者全体	1人当たり保険料	151,727円	162,592円	▲10,865円	▲ 6.68%
	対前年度伸び幅	4,058円	14,923円	▲10,865円	▲ 72.81%
40歳未満と65歳 以上(医療+後期)	1人当たり保険料	139,949円	149,909円	▲9,960円	▲ 6.64%
	対前年度伸び幅	4,177円	14,137円	▲9,960円	▲ 70.45%
介護2号被保険者 (医療+後期+介護)	1人当たり保険料	178,773円	191,717円	▲12,944円	▲ 6.75%
	対前年度伸び幅	6,598円	19,542円	▲12,944円	▲ 66.24%

※「軽減前」は、「特別区独自の激変緩和措置」や「特殊な事情による保険料軽減」を行わない場合の試算

1.【諮問事項】 新宿区国民健康保険料率の改定について

10.新宿区の被保険者への影響③

① 構成比で60.0%を占める総所得金額43万円以下の世帯(均等割保険料のみ・7割減額)の平均保険料は、年額1,805円(月150円・+8.9%)増。軽減分の保険料相当額(約21億円)は、一般財源により都・区・国が負担する(負担割合はおおむね55:25:20)。

参考資料1-1「保険料の試算(全世界帯)」参照

② 構成比で29.1%を占める総所得金額100～800万円の世帯の増加率が高い。総所得金額100～200万円の世帯(構成比12.8%)の平均保険料は、年額27,182円(月2,265円・+14.9%)増。最も増加率が高い500～600万円の世帯では、年額108,670円(月9,056円・+18.1%)増。

参考資料1-1「保険料の試算(全世界帯)」参照

③ 被保険者の約半数(35,153/71,753世帯)を占める、40歳未満及び65歳以上の非課税1人世帯(均等割保険料のみ・7割減額有)の保険料は、年額19,680円(月1,640円)、対前年度1,650円(月138円・+9.2%)増。

参考資料1-2「Case001」参照

④ 40歳未満及び65歳以上の1人世帯で最も増加率が高いのは、年収900万円の世帯で、保険料年額826,238円(月68,853円・給与所得者)、対前年度131,280円(月10,940円・+18.9%)増。

参考資料2-10「令和6年度収入別・世帯構成別保険料試算(モデルケースによる試算)」①、③ 参照

2. 【諮問事項】 低所得者の保険料の減額基準の改定について

低所得者の保険料の減額基準の改定

令和6年度税制改正の大綱（令和5年12月22日閣議決定）において、国民健康保険税の軽減措置について、物価の動向等を踏まえ5割減額、2割減額の対象世帯に係る減額基準を改正することとされた。これに伴い、国民健康保険料についても同様の措置を講ずることとされ、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第17号）が公布され、減額基準が改正される。

このため、新宿区国民健康保険条例に規定する減額基準を改める。

【減額基準】

$$43万円 + (\text{給与または年金所得者の合計数} - 1) \times 10万円 + \text{Aの金額} \times (\text{世帯の被保険者と特定同一世帯所属者の人数})$$

※前年の総所得金額等が、減額基準を下回る場合に、均等割保険料が減額される。

	改正後	改正前
5割減額判定における Aの金額	29.5万円	29万円
2割減額判定における Aの金額	54.5万円	53.5万円

【改正条項】 新宿区国民健康保険条例第19条の2

3. 【諮問事項】 退職者医療制度の経過措置の廃止に伴う関係規定の整備について

退職者医療制度の経過措置の廃止に伴う関係規定の整備

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）が公布（令和5年5月19日付）・施行（令和6年4月1日付）され、国民健康保険法の退職被保険者等の経過措置等に関する規定が削除される。このため、新宿区国民健康保険条例及び新宿区国民健康保険条例施行規則の関係規定を整備する。

平成20年度から経過措置として継続していた退職者医療制度について、対象者が減少していることを踏まえ、事務コストの削減を図る観点等から前倒しして制度が廃止されることとなった（新宿区は令和2年度以降、対象者なし）。

【改正条項】

- 新宿区国民健康保険条例第14条の3、第14条の4、第15条、第15条の4、第15条の5、第15条の6、第15条の7、第15条の8、第15条の9、第15条の10、第15条の11、第15条の12、第15条の13、第15条の14、第15条の15、第15条の16、第16条、第19条、第19条の2及び付則に関する改定。
- 新宿区国民健康保険条例施行規則第2条、第33条に関する改定。

※退職者医療制度

- 医療費の多くかかる高齢退職者が、被用者保険から国民健康保険に移ることにより、国民健康保険財政への過度な負担となっていたことから、退職者の医療費を社会保険にも負担してもらう仕組みとして昭和59年に創設。
- 平成20年4月から、65～74歳までの前期高齢者について、被用者保険と国民健康保険との間で財政調整が行われることになり、退職者医療制度は廃止。ただし、団塊の世代退職者急増による国民健康保険財政への影響を勘案し、平成26年度までに新たに適用された者が65歳に到達するまで（令和7年度）の間は制度が継続する経過措置が設けられていた。